

刑 研 甲 達 第 4 号  
刑 鑑 甲 達 第 13 号  
平成22年12月14日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

#### 鑑定等取扱要綱の制定について

福井県警察における鑑定又は検査の業務については、「鑑定等嘱託処理要綱の制定について」（平成16年刑研甲達第1号。以下「旧要綱」という。）により運用してきたところであるが、司法制度改革への対応として、ち密かつ適正な捜査の徹底がより一層要求される中、捜査における鑑定又は検査の重要性が益々高まっていることにかんがみ、このたび旧要綱を改正し、別添のとおり「鑑定等取扱要綱」を定め平成23年1月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧要綱は、廃止する。

## 鑑定等取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、犯罪捜査における鑑定又は検査（以下「鑑定等」という。）に関する事務及び鑑定等資料の取扱いについて必要な事項を定め、鑑定等の取扱いに適正を期することを目的とする。

### 2 用語の定義

#### (1) 鑑定

鑑定とは、特別の学識経験を有する者によってのみ知り得る法則又はその適用によって得る意見判断の報告をいう。

#### (2) 検査

検査とは、鑑定以外の報告をいう。

#### (3) 鑑定等資料

鑑定等資料とは、犯罪現場等において発見及び収集した犯罪に関係すると思われる有形又は無形の資料のうち、鑑定等を必要とするものをいう。

#### (4) 鑑定等記録

鑑定等記録とは、鑑定等の結果を客観的かつ論理的に証明するために必要な写真（フィルムを含む。）、電磁的記録、分析データなど鑑定等の過程で得られた記録をいう。

### 3 鑑定等の嘱託

本部の課長、隊長及び署長（以下「署長等」という。）は、鑑定等を必要とする場合、科学捜査研究所長又は鑑識課長（以下「主管課長」という。）に、鑑定嘱託書（別記様式第1号）又は検査嘱託書（別記様式第2号）（以下「鑑定嘱託書等」という。）により鑑定等を嘱託するものとする。

### 4 鑑定等資料の送付

署長等は、鑑定等資料を送付する際には、変形、変質、滅失、散逸、混合、汚染、紛失等の防止に配慮するとともに、鑑定等資料ごとに資料票（別記様式第3号）を添付し、鑑定嘱託書等とともに主管課長に直接持参するものとする。この際、署長等は必要に応じて鑑定処分許可状を付さなければならない。

### 5 鑑定人又は検査人の指定

主管課長は、鑑定人又は検査人（以下「鑑定人等」という。）を指定して鑑定等を命ずるものとする。

### 6 鑑定等資料の管理・保管

主管課長は、鑑定等の期間中、鑑定等資料の保管を鑑定人等に命じ管理するものとする。鑑定人等は、施錠設備のある保管庫等に鑑定等資料を保管するものとする。

### 7 鑑定等の結果報告

鑑定人等は、鑑定結果を鑑定書又は鑑定結果書に、検査結果を検査書又は検査結果書（以下鑑定書、鑑定結果書、検査書及び検査結果書を総称して「鑑定書等」という。）に記載して主管課長に報告するものとする。

この場合、鑑定書には、事件名、鑑定資料、鑑定事項、鑑定経過、鑑定結果、鑑定資

料の措置、鑑定期間等を、検査書には、事件名、検査資料、検査事項、検査経過、検査結果、検査資料の措置、検査期間等を記載するものとし、鑑定経過等を省略する場合は鑑定結果書を、検査経過等を省略する場合は検査結果書を作成するものとする。

#### 8 鑑定等の結果の送付

主管課長は、鑑定等の結果を、鑑定書等をもって署長等に送付するものとする。ただし、緊急を要する鑑定等の場合は、主管課長の決裁を経た後に電話等の方法により署長等に通知することができるものとする。

#### 9 鑑定等資料の返却

主管課長は、鑑定等終了後に鑑定等資料を署長等に返却するものとする。署長等は、将来、再鑑定等に付されることが予想される鑑定等資料については、冷凍庫に保管するなど必要な措置を講じ適切に管理するものとする。

#### 10 簿冊の備付け

主管課長は、鑑定等処理簿（別記様式第4号）を、署長等は、鑑定等嘱託処理簿（別記様式第5号）をそれぞれ備え付け、鑑定等に関する事務及び鑑定等資料の取扱いの状況を明らかにするものとする。

なお、鑑定等処理簿及び鑑定等嘱託処理簿は、施錠設備のある保管庫等に10年保存するものとする。

#### 11 鑑定書等（控）及び鑑定等記録の保存

主管課長は、将来の公判に備えて鑑定書等の控えをとり、鑑定等記録とともに施錠設備のある保管庫等に10年保存するものとする。この場合において、未解決事件等で必要があると認めるときは、保存期間を延長することができるものとする。

## 鑑定嘱託書

第 号  
年 月 日

殿

長

次のとおり鑑定を嘱託します。

事 件 名	
鑑 定 資 料 及 び 数 量	
鑑 定 事 項	
事件発生(発見)年月日	
事件発生(発見)場所	
被害者	住所 氏名(フリガナ) 生年月日及び性別
被疑者	住所 氏名(フリガナ) 生年月日及び性別
鑑定資料の採取年月日 及び採取時の状況	
事件内容の概要 その他参考事項	
鑑定資料損壊	<input type="checkbox"/> 可      ・ <input type="checkbox"/> 否

取 扱 者	課 係	電 話	
-------	-----	-----	--

## 検査嘱託書

第 号  
年 月 日

殿

長

次のとおり検査を嘱託します。

事 件 名		
検査資料及び数量		
検査事項		
事件発生(発見)年月日		
事件発生(発見)場所		
被害者	住所 氏名(フリガナ) 生年月日及び性別	
被疑者	住所 氏名(フリガナ) 生年月日及び性別	
検査資料の採取年月日 及び採取時の状況		
事件内容の概要 その他参考事項		
検査資料損壊		<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否

取扱者	課 係	電話	
-----	-----	----	--

別記様式第3号

資 料 票	
課・隊 警察署	
資 料 名	数 量
採取年月日	
採取場所	
採取者	
被採取者	
備 考	

文書番号	第 号	資料
文書発出年月日	年 月 日	

別記様式第4号

鑑定等処理簿

所長 課長	所員 課員	担当者

受理番号	担当者

文書番号	第 号	文書発出年月日	年 月 日
事件名		被疑者	
資料名及び数量			
持参者	署・課 係 氏名：		
資料持参日	年 月 日	受理者	

鑑定・検査 期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
鑑定書等 送付	年 月 日	<input type="checkbox"/> 通送 ( 年 月 日 )	
	署・課 係 氏名：		
資料の措置	年 月 日 受理	返却者	
	署・課 係 氏名：		
回答書式	<input type="checkbox"/> 鑑定書 <input type="checkbox"/> 鑑定結果書 <input type="checkbox"/> 検査書 <input type="checkbox"/> 検査結果書 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
保存期間	<input type="checkbox"/> 長期保存必要		
備考			

別記様式第5号

鑑定等嘱託処理簿

整理番号	文書番号	事件名	嘱託書送付	持参者	受理者	資料持参日	資料名	数量	資料受理日	返却者	受理者	鑑定等結果	備考
		被害者											
			/			/			/			電話回答 月 日	
												資料の処置	
												鑑定書等受理 / 刑研・鑑 号	
			/			/			/			電話回答 月 日	
												資料の処置	
												鑑定書等受理 / 刑研・鑑 号	
			/			/			/			電話回答 月 日	
												資料の処置	
												鑑定書等受理 / 刑研・鑑 号	
			/			/			/			電話回答 月 日	
												資料の処置	
												鑑定書等受理 / 刑研・鑑 号	
			/			/			/			電話回答 月 日	
												資料の処置	
												鑑定書等受理 / 刑研・鑑 号	



